

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p><u>特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例</u>（平成10年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (設立の認証申請)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、<u>当該役員が県内に住所を有しているとき、又は知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事（他の都道府県知事が同法第30条の10第1項第5号の規定に基づき指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。第4条第2項において同じ。）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(設立登記の届出)</p> <p>第3条 法第13条第2項に規定する届出書は、<u>様式第2号</u>によるものとする。</p>	<p><u>特定非営利活動法人等</u>の設立の手續等に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>特定非営利活動法人等</u>の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (設立の認証申請)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、<u>別に定める様式による設立認証申請書</u>によるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事（他の都道府県知事が同法第30条の10第1項第5号の規定に基づき指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。第4条第2項において同じ。）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき、<u>又は同法第30条の8第1項の規定により当該情報を利用するとき</u>は、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 条例第2条第4項に規定する補正書は、<u>別に定める様式によるものとする。</u></p> <p>7 前項の補正書には、<u>法第10条第1項に掲げる書類のうち、当該補正に係る補正後の書類を添付するものとする。</u></p> <p>8 前項の書類のうち、<u>法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものについては、それぞれ副本2通を添えるものとする。</u></p> <p>(設立登記の届出)</p> <p>第3条 法第13条第2項の規定による届出は、<u>別に定める様式による設立登記完了届出書を知事に提出してするものとする。</u></p> <p>2 前項の届出書に添付する書類のうち、<u>登記事項証明書にはその写し2通を、法第14条の財産目録には副本2通を、</u></p>

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書(様式第3号)を知事に提出してするものとする。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第2条第1項第1号に掲げる書面については、当該役員が県内に住所を有しているとき、又は知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3 [略]

(定款の変更の認証申請)

第5条 法第25条第4項に規定する申請書は、様式第4号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本2通を添えるものとする。

それぞれ添えるものとする。

(社員総会の議事録)

第3条の2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第14条の9に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

2 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 社員総会が開催された日時及び場所

(2) 社員総会に出席した者の数

(3) 社員総会の議事の経過の概要及び議決の結果

3 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、別に定める様式による役員の変更等届出書を知事に提出してするものとする。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の8の規定により当該情報を利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3 [略]

4 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本2通を添えるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第5条 条例第2条の3に規定する申請書は、別に定める様式による定款変更認証申請書によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本2通を添えるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第6条 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書(様式第5号)を知事に提出してするものとする。

(事業報告書等の提出)

第7条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、同項に掲げる書類を添付した事業報告書等提出書(様式第5号の2)を知事に提出してするものとする。

2 条例第3条第2項の規定により提出する書類は、それぞれ2通提出するものとする。

3 条例第3条第2項の表第2号の左欄に掲げる場合であつて所轄庁の変更を伴わないときにおける同号中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した閲覧に係る書類提出書(様式第5号の3)を知事に提出してするものとする。

4 条例第3条第2項の表第2号の左欄に掲げる場合であつて所轄庁の変更を伴うときにおける同号中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した閲覧に係る書類提出書(様式第5号の4)を知事に提出してするものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第8条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、同条第3項の書面を添付した解散認定申請書(様式第6号)を知事に提出してするものとする。

(解散の届出等)

3 法第25条第3項の規定の適用を受ける場合における第2条第6項から第8項までの規定の適用については、第7項中「法第10条第1項に掲げる」とあるのは「法第25条第4項及び第26条第2項に規定する」と、第8項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第10条第1項第2号イの書類」とする。

(定款の変更の届出)

第6条 条例第2条の4に規定する届出書は、別に定める様式による定款変更届出書によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本2通を添えるものとする。

3 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別に定める様式による定款の変更の登記完了提出書を知事に提出してするものとする。

4 前項の規定による登記事項証明書の提出をするときは、当該登記事項証明書の写し2通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第7条 法第29条の規定による書類の提出は、同条に規定する書類を添付した別に定める様式による事業報告書等提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の規定により書類の提出をするときは、当該書類の副本2通を添えるものとする。

(費用負担の額)

第7条の2 条例第4条第2項(条例第11条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の知事が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第8条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、同条第3項の書面を添付した別に定める様式による解散認定申請書を知事に提出してするものとする。

(解散の届出等)

第9条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した解散届出書(様式第7号)を知事に提出してするものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書(様式第8号)を知事に提出してするものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第10条 清算人は、法第32条第2項に規定する認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第11条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書(様式第10号)を知事に提出してするものとする。

(合併の認証申請)

第12条 法第34条第4項に規定する申請書は、様式第11号によるものとする。

2 [略]

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第13条 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第14条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項に規定する届出書は、様式第2号によるものとする。

第9条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した別に定める様式による解散届出書を知事に提出してするものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した別に定める様式による清算人就任届出書を知事に提出してするものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第10条 清算人は、法第32条第2項に規定する認証を受けようとするときは、別に定める様式による残余財産譲渡認証申請書を知事に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第11条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した別に定める様式による清算終了届出書を知事に提出してするものとする。

(合併の認証申請)

第12条 条例第5条第1項に規定する申請書は、別に定める様式による合併認証申請書によるものとする。

2 [略]

3 法第34条第3項の規定の適用を受ける場合における第2条第6項から第8項までの規定の適用については、第7項中「法第10条第1項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項」と、第8項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号」とする。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第13条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第14条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項に規定する届出書は、別に定める様式による合併登記完了届出書によるものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し2通を、法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録には副本2通を、それぞれ添えるものとする。

る。

(認定の申請)

第15条 条例第6条に規定する申請書は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書によるものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第16条 条例第7条に規定する申請書は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第17条 条例第8条(条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する提出書は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)の定款変更の認証を受けた場合の提出書によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第18条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)の代表者変更届出書を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第19条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、同項に規定する書類を添付した別に定める様式による認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)の役員報酬規程等提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 他の都道府県知事が所管する認定特定非営利活動法人のうち、県の区域内にその他の事務所を設置するものが第1項の規定により書類を提出するときは、前項の規定は適用しない。

(助成金支給書類等の提出)

第20条 条例第10条(条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する書類の提出は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)が助成金の支給を行った場合の実績の提出書を知事に提出してするものとする。

2 条例第10条に規定する書類の提出は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書を

知事に提出してするものとする。

3 前2項の届出書には、副本1通を添えるものとする。

(仮認定の申請)

第21条 条例第12条に規定する申請書は、別に定める様式による仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書によるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第22条 第17条から第20条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第17条中「条例第8条」とあるのは「条例第13条において読み替えて準用する条例第8条」と、第18条中「法第53条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第53条第1項」と、第19条中「法第55条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第55条第1項」と、第20条中「条例第10条」とあるのは「条例第13条において読み替えて準用する条例第10条」と読み替えるものとする。

(合併の認証の申請)

第23条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第12条第1項の申請書の提出に併せて、別に定める様式による特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書を知事に提出するものとする。

(知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)

第24条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第14条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)

第15条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第6条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	[略]	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条、第28条第1項及び第35条第1項の規定による備置き
-----	-----	--

第2条	[略]	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条（ <u>法第39条第2項において準用する場合を含む。第4条において同じ。</u> ）、第28
-----	-----	---

					<p>条第1項及び第2項、 第35条第1項、第54条 第1項（法第62条（第 63条第5項において準 用する場合を含む。） 及び法第63条第5項に おいて準用する場合を 含む。）並びに第54条 第2項から第4項まで （これらの規定を第62 条において準用する場 合を含む。第4条にお いて同じ。）の規定に よる備置き</p>	
	第4条	[略]	法第14条、第28条第1 項及び第35条第1項の 規定による作成	第4条	[略]	法第14条、第28条第1 項、第35条第1項及び 第54条第2項から第4 項までの規定による作 成
	第6条	[略]	法第28条第2項の規定 による閲覧	第6条	[略]	法第28条第3項、第45 条第1項第5号（法第 51条第5項及び第63条 第5項において準用す る場合を含む。）、第 52条第4項（法第62条 において準用する場合 を含む。）及び第54条 第5項（法第62条にお いて準用する場合を含 む。）の規定による閲 覧
2	<p>（設立の認証申請）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第2項第3号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。</p> <p>3～7 [略]</p>			<p>（設立の認証申請）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。</p> <p>3～7 [略]</p>		
備考 改正部分は、下線の部分である。						

様式第1号から様式第11号までを削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条の2関係）

区 分		単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A 列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年7月9日から施行する。
- この規則による改正後の特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。